

事例

フリマアプリで財布購入 ～返品したのに返金されない～

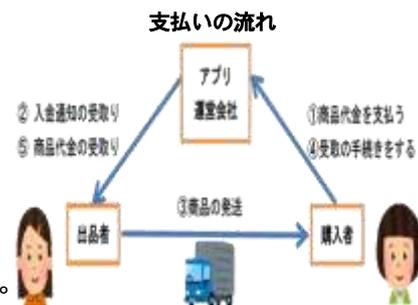
ブランド物の財布をフリマアプリで購入した。届いた物はニセモノだったので出品者に苦情を伝え返品したが、出品者が手続きをしてくれないためフリマアプリ運営会社から返金されない。

トラブル解説

フリマアプリは品物の代金を運営会社が購入者から預かり品物到着後に出品者に支払う仕組み。フリマアプリは手軽に利用できる一方、トラブルが発生しても個人間取引のため規約に規定がなければ解決は個人間の話し合いになります。

対策アドバイス

- ・規約をよく読み、出品者が設定した条件を確認して慎重に検討しましょう。
- ・直接取引には絶対応じない、追跡が可能な発送方法を選択しましょう。



事例

ネット通販の定期購入に気を付けて

SNSのサプリメントの広告を見て無料の試供品と思い申し込んだ。ネット上の評判が悪くキャンセルした。商品が届き初回は無料だと思い放置していたら、その後も同じ商品が届き、最近、督促状が届いた。

トラブル解説

通信販売はクーリング・オフ制度がないので、購入する前に連絡先・返品特約を確認しましょう。「初回無料」とあっても定期購入が条件となっているケースが多くトラブルになりがちです。また、ターゲティング広告は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあります。

対策アドバイス

- ・スクリーンショットなどを利用して画面の保存は、まめにしましょう。
- ・安全なサイトの基準「オンラインマーク」や決済画面が「暗号化（SSL）」に対応しているかも参考にしましょう。



オンラインマーク



暗号化(SSL)

狙

われる若者

事例

本当に儲かるの？マルチ商法？ねずみ講？

知人に将来起業したいと話をしたところ「儲かる話がある」とセミナー受講を勧められ受講した。福利厚生会の会員になるとお祝い金の支給がある・旅行に安く行ける・ブランド物が安く買えると言われた。家族2人を会員にすれば確実にお金が入ると3時間ほど説明を受け、申込書に記入させられた。帰りに3人分の会費を支払った。帰宅後に親に話すとねずみ講ではないかと指摘された。

トラブル解説

商品やサービスの販売員として個人を勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとして商品やサービスの契約をさせ、販売組織を連鎖的に拡大する取引を連鎖販売取引といいます。マルチ商法、ネットワークビジネスとも呼ばれます。一方、この方法で商品やサービスが介在しないものをねずみ講と呼び、こちらは法律で禁止されています。

対策アドバイス

- ・友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また友人を勧誘することによりその人との関係を壊してしまう恐れもあります。
- ・消費者金融などで借金をさせて支払わせるケースも。安易に借金をすると多重債務などに陥る危険性もあります。「儲け話」には乗らないようにしましょう。